

北海道空港供用規程 (要領制定 平成 21 年 8 月 1 日)

(令和 4 年 6 月 16 日一部改訂)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、北海道が管理する空港の空港供用規程を定めるものとする。

(報告等)

第二条 空港管理事務所長は、第二章北海道管理空港が提供するサービスの内容、第三条第二項及び第五条第一項において、別に定めた事項は速やかに報告しなければならない。

第二章 北海道が管理する空港が提供するサービスの内容

(運用時間等)

第三条 空港の運用時間

空 港 名	運 用 時 間	
利尻空港	9時から17時まで (3月25日から10月30日までの期間 にあつては8時30分から17時まで)	8時間 (8時間30分)
奥尻空港 紋別空港	9時から17時まで	8時間
礼文空港	平成21年4月9日から令和8年3月31日まで供用の休止	
中標津空港	8時30分から18時30分まで	10時間
女満別空港	8時から21時まで	13時間

2 各空港管理事務所長は、空港機能施設事業等の営業時間及び駐車場の営業時間又は開閉時間について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(空港の概要)

第四条 滑走路（長さ×幅）及び単車輪荷重、エプロン、ILS施設の有無、数、運用カテゴリー

空港名	滑走路	単車輪荷重	エプロン	ILS施設の有無、数、運用カテゴリー
利尻空港	1,800×45	24t	3バース(小型航空機用2、プロペラ機(DHC-6クラス1バース))	無
奥尻空港	1,500×45	8.5t	2バース(プロペラ機YS-11クラス)	無
紋別空港	2,000×45	24t	3バース(小型航空機用)	カテゴリー I、1、精密進入灯火
礼文空港	800×25	3t	2バース(プロペラ機DHC-6クラス)	無
中標津空港	2,000×45	24t	3バース(中型航空機用2、小型航空機用1)	カテゴリー I、1、精密進入灯火
女満別空港	2,500×45	43t	16バース(大型航空機用3、中型航空機用2、小型航空機用1、小型機10(単発6, 双発2, 中型ヘリ2))	カテゴリー I、2、精密進入灯火

(各空港が提供するサービスの内容に関する情報)

第五条 次に掲げる各空港が提供するサービスの内容に関する情報については、空港管理事務所長がインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- 一 総合案内所、観光情報センターその他、各空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- 二 空港管理者等の氏名、住所及び空港管理事務所の連絡先その他、各空港に関する情報
- 三 前二号に掲げるもののほか、各空港が提供するサービスの内容に関する情報

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第六条 各空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、次に掲げるもののほか、北海道空港条例（昭和 36 年 4 月 1 日条例 41 号）及び同施行規則（昭和 50 年 3 月 31 日規則第 12 号）の定めるところによる。

- 一 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んではならない。
- 二 北海道知事の承認を受けずに小型無人機を飛行させてはならない。